附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第五項中「第九項までの規定の」を「第四項まで若しくは第六項から第十項までの規定の」に改め、同項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項中「第九項まで」を「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」に改める。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第六十一条第一項を削り、同条第二項中「附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに」を「附則第五条の四の二第三項及び」に、「附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項」を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは」を「令和三年」とあるのは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに」を「附則第五条の四の二第七項及び」に、「附則第五条の四の二第五項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項」を「これらの規定」に、「令和三年」とあるのは」を「令和三年」とあるのは」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六十三条第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第十三条の四の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条第一項中「規定する指定納付受託者」の下に「又は第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の二の規定」の下に「又は第七百四十七条の七の規定」を加え、「当該指定納付受託者」を「当該指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の五第一項の規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同条第二項中「規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第三十二条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三十七条の四中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第四十五条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条の十八第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により、条例で定める期間内に」に、「同条例」を「条例」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第七十三条の十八第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

第七十三条の二十の次に次の一条を加える。

（登記所からの通知）

第七十三条の二十の二　登記所は、第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

第七十三条の二十二中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「条例の定めるところによつて」を「条例で定めるところにより」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の二十七の二第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の四第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及びび」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第三百十三条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十五項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三百十四条の九第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。